

KYOUSEI DAYORI

-きょうせいだより-



福岡矯正管区
再犯防止推進
イメージキャラクター

第21号

令和4年10月

CONTENTS

- ・出所後、出院後のために
- ・データで見る再犯防止～特別調整～
- ・長崎刑務所知的障害受刑者処遇支援モデル事業
- ・長崎刑務所農福連携意見交換会
- ・就農指導@福岡刑務所
- ・北九州市との意見交換会
- ・居住支援オンライン研修会
- ・あなたの街の矯正施設 福岡拘置所

矯正を知ろう！再犯防止をもっと身近に！

きょうせいだよりってなに？

本誌は、地方公共団体や民間団体の皆さまに、法務省の再犯防止の取組や矯正施設のことなどを知ってもらいたいという思いを込めて配信するお便りです。日々の業務の合間に手に取ってご覧いただき、私たち矯正のことを少しでも身近な存在として感じていただけますと幸いです。

③ 事務室にて...

今日、通常の作業が難しい高齢者のための工場に行っただけですが、刑務官になるまで、こんなに高齢者が刑務所にいるなんて知りませんでした。

② 10月から、コウセイテントウは新人刑務官「シエンテントウ」の指導係になりました。シエンテントウは慣れない刑務所での勤務に神経をすり減らしながらも、日々励んでいます。

① 出所後、
出院後のために
福祉的支援の必要性

法務省は、犯罪をした者等に早期に把握し、出所後、出院後に円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、矯正施設に社会福祉士や精神保健福祉士を配置しています。福祉サービスを必要とする受刑者はどれくらいいるのか。今回は、矯正施設に入所する高齢者の現状をご紹介します。

⑤ さらに！

令和元年出所受刑者の2年以内再入率 ※(2)

高齢者(65歳以上)	全体
19.9%	15.7%

令和2年 65歳以上の入所受刑者の入所回数 ※(3)

20.8%が	17.6%が
10回以上	6～9回

高齢者の方は、短期間の内に再犯に至る割合が高く、繰り返し刑務所に入っている人も多いんだ。

④ 入所受刑者の人員（年齢層別）と高齢者率の推移 ※(1)

このグラフを見てごらん。高齢者率はこの20年で9.3ポイントも増えているんだ！

入所する受刑者は減っているのに、高齢者は増えているんですね。

矯正施設の社会福祉士等は、保健医療・福祉サービスへのつなぎ以外にも、特別調整対象者の選定や動機づけなど、社会復帰に向けた様々な業務を行っています。特別調整については次のページでご説明します。

⑦ 窃盗 53.8%

覚醒剤取締法違反 11.4%

道路交通法違反 7.1%

令和2年 高齢入所受刑者の罪名 ※(1) (男女別、上位3つ)

窃盗 89.0%

覚醒剤取締法違反 3.9%

詐欺 3.3%

⑥ そういえば、再び刑務所に入所した高齢者のうち、約3割が前回出所時に帰住先がなかったって聞いたことがあります。出所後、一体どんな生活をしてたんだろう...

令和2年 65歳以上の入所受刑者の前回出所時の状況 ※(3)

不詳	1%
帰住先なし	28%
帰住先あり	71%

※帰住先...出所後に住む場所

出典：※(1)・・・法務総合研究所「令和3年版 犯罪白書」
※(2)・・・法務省「令和3年版 再犯防止推進白書」
※(3)・・・法務省矯正局調査

特別調整とは

法務省と厚生労働省が連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少年院在院者について、**出所後・出院後速やかに、適切な福祉サービスを受けることができるようにするための取組**です。

右の表に示されるように、近年、出所受刑者数が減少している中、特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数は、ほぼ横ばいで推移しています。

特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数

	出所受刑者数	特別調整の 終結人員	内訳（重複計上）			
			高齢	身体障害	知的障害	精神障害
平成28年度	22,909	704	377	103	234	207
29	21,998	809	437	117	225	252
30	21,032	698	384	87	187	227
令和元年度	19,953	775	398	106	199	317
2	18,923	767	370	104	211	311

約半数が
高齢者！

出典：法務総合研究所「令和3年版再犯防止推進白書」、法務省「令和2年 矯正統計年報」を基に当課で作成。

特別調整の流れ



対象者の選定

「福祉サービスを受ける必要があると認められること」、「本人が支援を希望していること」などの要件を全て満たす必要あり

依頼



地域生活定着
支援センター

適当な帰住先の確保や出所後の福祉サービス等について特別に調整を行う。

厚生労働省の地域生活定着促進事業により、各都道府県が設置

長崎刑務所における
知的障害受刑者処遇・支援モデル事業

《事業の柱となる4つの取組》

- ① 特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案
- ② 処遇計画に基づく訓練・指導
- ③ 療育手帳等の取得に向けた調整
- ④ 息の長い寄り添い型支援を可能とする調整

本事業はモデル事業として位置付けられ、その効果を適切に検証した上で、地域の実情も考慮しながら、さらなる展開の可能性を検討する予定です。

今年度、長崎刑務所において、九州各県所在の刑事施設から知的障害を有する（疑い含む）受刑者を50名程度集約し、罪を繰り返す「累犯障害者」の支援に取り組んできた社会福祉法人南高愛隣会と業務委託契約を締結して、左記の4つの取組を柱とする事業が始まります。本事業では、在所中から出所後の生活安定に向けた一貫性のある指導及び社会復帰支援を実施するほか、出所して、それぞれの地元などに帰住した後も息の長い寄り添い型の福祉サービスに移行できる体制を構築することとしています。

農福連携×立ち直り支援!!

ノウ フク

×

再犯防止 犯罪に 戻らない 戻さない 立ち直りを支える地域の力



長崎刑務所庁舎
(長崎県諫早市)

10月3日(月)に、長崎刑務所において農福連携意見交換会が実施されました。前回号で取り上げた佐賀少年刑務所に続く、九州・沖縄地方の刑務所における農福連携意見交換会の第2回目です。関係機関や農福連携に取り組まれている事業所のほか、建設会社や訪問看護事業所など、多くの方々が参加されていました。我々法務省においては、**出所者等の立ち直りのために**、農福連携という取組に着目しておりますが、様々な業種の方々に更生支援への関心を持っていただけることを大変ありがたく思います。

さて、意見交換においては、「**出所者の立ち直りに**おいては、**住まいの確保が大変重要である**。居住支援協議会などとのネットワークを構築し、福祉の様々な機関が繋がっていくことがいだろう。」といった住まい確保の重要性に関する意見や、「**出所者を受け入れる上で最も気になることは社会的な偏見である**。出所者であることにより、職場内の人間関係にも何らかの影響がある



のではないかと懸念がある。」といった受入れへの不安など、それぞれの立場から貴重なご質問やご意見がありました。受入れをしていただく事業所の皆様の声を生かしながら、引き続き農福連携推進に向けて取り組んでまいります。

また、意見交換のほか、施設見学や知的障害受刑者処遇・支援モデル事業、刑務所で行っている福祉支援、就労支援についての説明、長崎少年鑑別所における地域援助についての紹介がありました。これまで、農福事業所の方々のお声を聴いてきた中で、「**出所者を受入れた後、対応方法等で困った際に相談する先はありますか?**」というご意見をよく聞きました。法務省の相談先の一つとしては「法務少年支援センター(少年鑑別所)」があります(きょうせいだより6月号(第19号)に掲載)。非行や犯罪の専門家が相談に乗りますので、適宜ご活用いただければと思います。ご参加いただいた皆様におかれましては、引き続き「農福連携×立ち直り支援」へのご理解とご支援をよろしくお願いたします。



参加団体(関係機関)	参加団体(農福事業所)
九州農政局長崎県拠点	社会福祉法人南高愛隣会 ・雲仙・虹(更生保護施設) ・WORKうんぜん(B型) ・あいりん(B型、自立訓練)
長崎県央農業協同組合	一般社団法人大吉(A、B型)
長崎県福祉保健部障害福祉課	一般社団法人馬と人の環(B型)
長崎県地域生活定着支援センター	九十九建設株式会社
長崎保護観察所	あいず訪問看護ステーション
福岡矯正管区	グランファーム株式会社
長崎少年鑑別所	株式会社エンポート(A、B型)

就農指導@福岡刑務所

9月13日(火)に福岡刑務所において受刑者に対する**就農指導**が行われました。就農指導は、今年度から始まった新しい取組です。出所者等の立ち直りとしての農福連携の活用を更に一歩進めるべく、**就農意欲等を有する受刑者に対して就農に向けた面接や指導を行い、具体的な事例につなぐこと**を目指します。

福岡刑務所においては、知的障害を有する受刑者1名に対し、出所後利用予定の農業を行っている就労継続支援B型事業所の職員から、事業所で行う野菜の袋詰め作業等具体的な作業内容についての講義をしていただきました。元々農業への関心があった受刑者でしたが、**具体的なイメージを持つことができ、モチベーションアップにつながった**ようでした。また、当日は帰住予定の自立準備ホームの職員、保護観察所の職員も同席し、生活面

も含めて**支援体制の確認**が行われました。「農福連携×立ち直り支援」の推進に向け、農福連携に取り組まれている事業所の方々と連携をより一層深めてまいりたいと思います。



コロナ禍のため、オンラインでの実施でしたが、イメージしやすいよう、写真を用いて説明してくださいました。



北九州市との意見交換会@小倉少年鑑別支所

8月24日、小倉少年鑑別支所において、北九州市の職員と、当課係長、北九州医療刑務所、小倉拘置支所、小倉少年鑑別支所職員との意見交換会を実施しました。

まず、小倉少年鑑別支所の施設見学を行い、少年鑑別所の業務について知っていただきました。

その後、国の再犯防止施策や地域と矯正が連携した取組の具体例などを紹介するとともに、北九州市と各矯正施設がすでに連携を行っている取組の確認や今後の更なる連携に向けた意見交換を行いました。



今回は、3施設の担当者も参加したこともあり、北九州市からいただいたご質問に対して、単なる制度の概要説明だけではなく、各施設の担当者から、具体例を示してもらいつつ、意見交換を進めました。

北九州市の担当職員の皆様、貴重な機会をいただきありがとうございました。



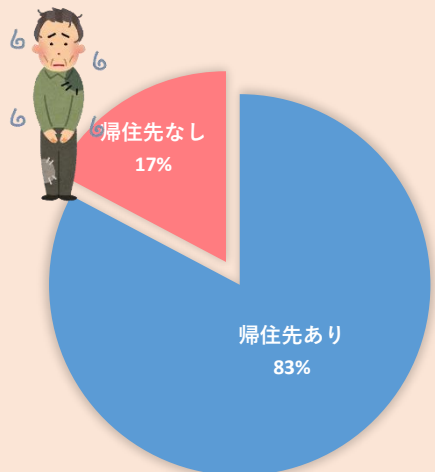
今後も皆様からのご連絡、
どしどしお待ちしております！



居住支援オンライン研修会に参加しました



刑務所出所時に帰住先がない者



刑務所出所者総数18,931名のうち
帰住先がない者3,266名 (令和2年)

出典：令和3年版再犯防止推進白書

再犯防止を推進していくためにとても大切なことの一つに**住居の確保**があります。刑務所出所者のうち、約2割の者は帰る先がなく、それらの者は**再犯率が比較的高い**のが現状です。

8月24日(水)には、福岡県直轄地区(直方市、宮若市、鞍手町、小竹町)居住支援協議会が主催したオンライン研修会に参加しました。住宅セーフティネット制度の現状と今後の展開、福岡県の取り組み状況、居住支援の課題などが発表され、居住支援においても、**地域全体でどのように支援をしていくのかが重要であり、居住支援協議会をはじめ関係機関の連携を強化していくことが必要**との話がありました。

引き続き、住宅確保要配慮者としての刑務所出所者を支援していただけるよう理解促進に努めてまいります。

質問やご意見、取り上げてほしい事項などありましたら、当課までお気軽にご連絡ください。

お問合せ先

福岡矯正管区 更生支援企画課 福岡市東区若宮5丁目3番53号

TEL:092-661-1143 (直通) FAX:092-663-1001

MAIL:1.fukuokakyousei.9jf@i.moj.go.jp



福岡拘置所



所在地：福岡県福岡市



あなたの街の
矯正
施設
Vol.3

POINT

九州・沖縄地方 唯一の拘置所

福岡拘置所は、九州・沖縄地方における唯一の拘置所（九州・沖縄地方には、福岡拘置所のほかに十九の拘置支所があります。）として、福岡市とその周辺都市の被疑者、刑事被告人、九州各県（一部を除く。）の控訴・上告被告人のほか死刑確定者など、様々な身分の者を収容しています。社会の牛耳を集めた重大事件や特定危険指定暴力団の事件に係る被収容者を多数収容し、特別警備を要する出廷を実施するなど困難な場面も数多くありますが、「一致団結 飛躍する福岡」のスローガンのもと、収容の確保や円滑な刑事裁判の実施などといった重要な役割を果たしています。



各種指導の実施

福岡拘置所では、一般改善指導として、アルコール依存回復プログラム、盗癖問題指導、ビジネスマナー指導等を、また、特別改善指導として、薬物依存離脱指導及び交通安全指導を実施しています。現在は、拘禁刑の施行を見据え、自所執行の短期刑受刑者の問題行動を適正化するための一般改善指導案を策定中です。また、年二回、就職説明会を実施し、協力雇用主と就労支援対象受刑者のマッチングの手助けを行います、これまでも3名の内定者を創出することができています。今後は、職親プロジェクトにも力を入れ、一層の就労支援を行っていく予定です。

※2 日本財団による「就労」、「教育」、「住居」、「仲間づくり」の視点で立ち直りを応援する取組。

※1 日本財団による「就労」、「教育」、「住居」、「仲間づくり」の視点で立ち直りを応援する取組。



地域との関わり



福岡拘置所では、毎年、検察庁、保護観察所、区役所等の関係部署や地域生活定着支援センターなどの関係機関を招いて、再犯防止推進連絡協議会を開催するなど、「顔の見える関係」の構築に力を入れていきます。協議会の開催により、各所から忌憚のない意見を聴取できるため、各機関の意見の違いや実情が理解でき、係同士の連絡調整が円滑に行えるようになるなど、より効果的な出所者の支援が可能となっています。また、関係機関が主催する各種協議会についても、積極的に参加し、当所の実情などを説明しています。

VOICE

現場職員の声



相談することに苦手意識のある被収容者は多いと感じます。ある対象者は当所「出所したら施設に行くつもり」ときっぱり話していましたが、改善指導のみならず、多方面からの影響を受けて徐々に変化が見られ、「実は、それは家族の希望で、自分としては出所後すぐにでも就職したいが家族に言い出せない。」と悩みを吐露するようになりました。「相談する」という選択肢すらなかった対象者にとって大きな変化であり、相談機関につながる第一歩でもあります。こういった変化の過程に携われることは、やりがいにつながっています。